

中小企業の事業承継に関する 最近の政策について

令和6年11月

中部経済産業局 中小企業課

<目次>

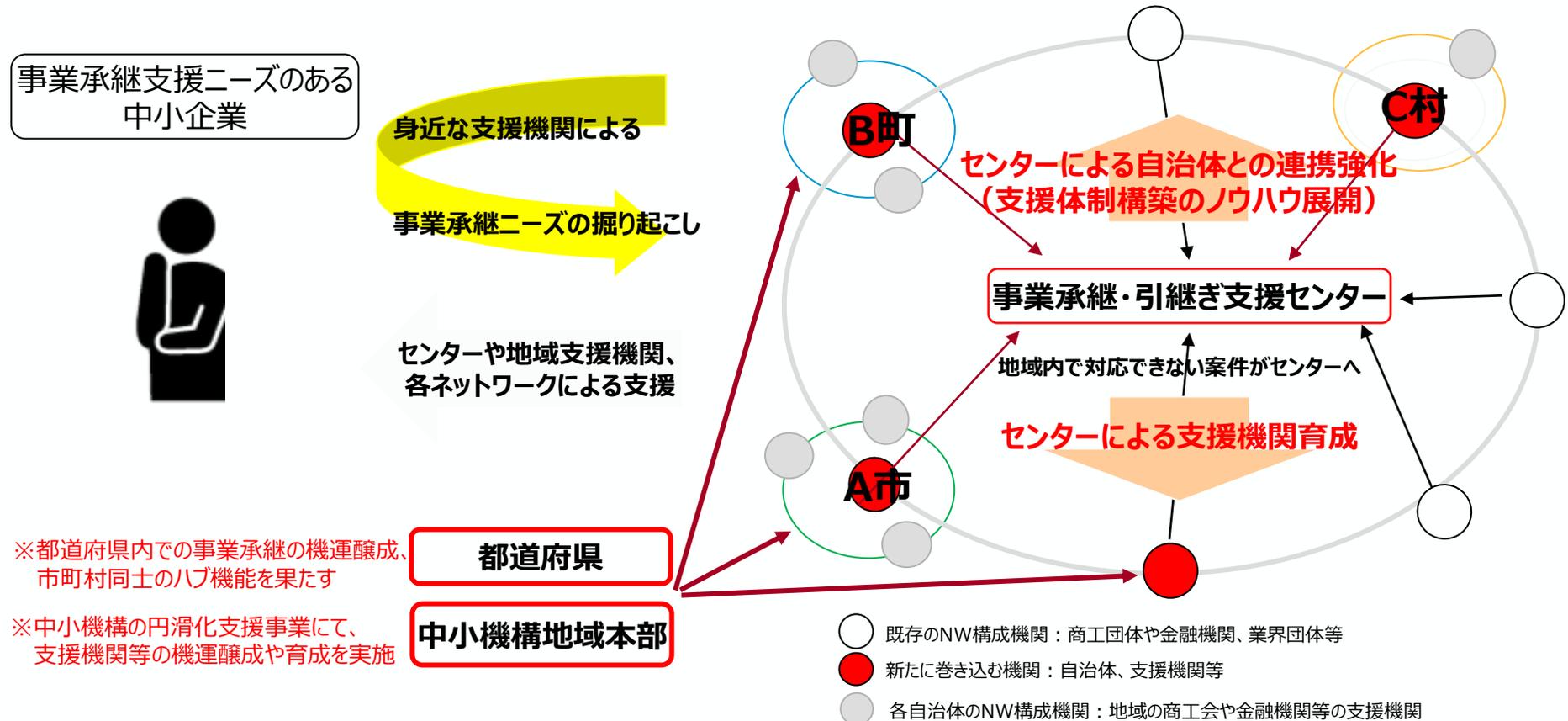
1. 地域支援の自走化に向けた取組

2. 中小M&Aガイドラインの改定

3. 後継者支援の強化

地方自治体との連携強化 —自治体を中心としたネットワークの構築—

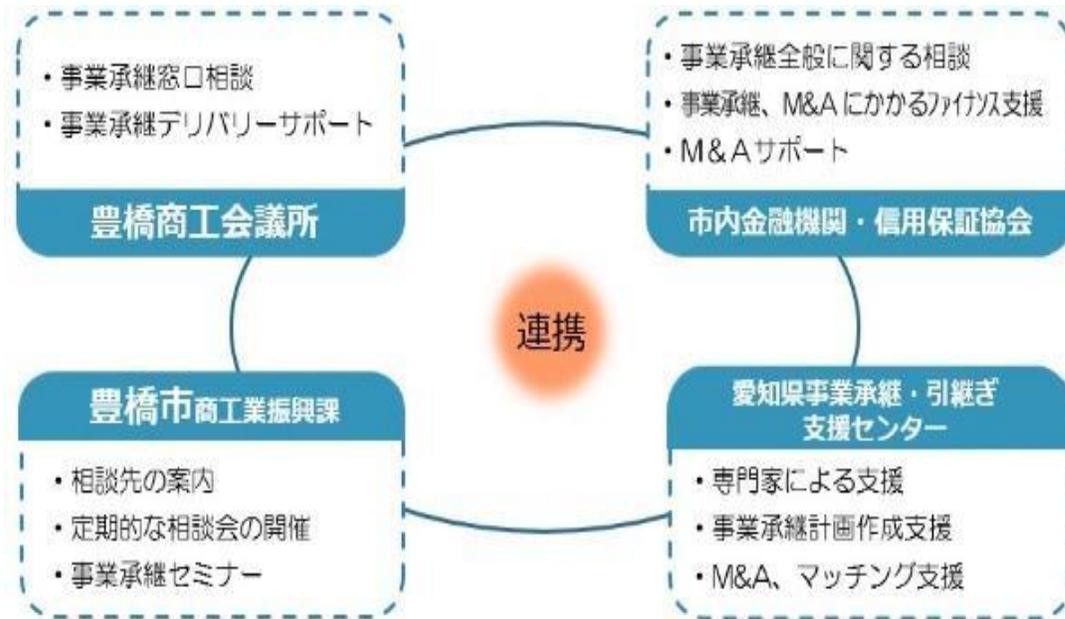
- 近年、旗振り役となり、地域の支援機関をまとめ、事業承継支援を実施する自治体が増加傾向。中でも、地域でネットワークを築き、センターとも連携しながら、掘り起こしからニーズに合わせた支援までを行う事例は、地域の自走化を考えていく上で、理想とすべき姿。
- そこで、センターのネットワークの中に自治体を中心とした自走可能な地域単位のネットワークを複数構築していくことを図りながら、喫緊の課題である未だ支援が行き届いていない層の掘り起こしにつなげていく。
- 加えて、地域支援機関の育成と併せて、支援プレイヤーの裾野を広げ、地域の自走化を促す。



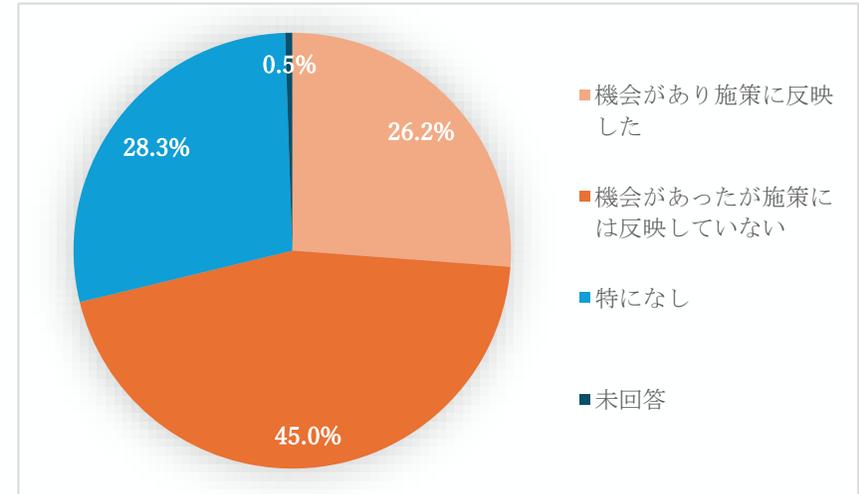
自治体を中心とした地域NWによる事業承継支援の意義

- 早期の気づきの提供に向けた働きかけのためには、事業者にとって身近な地域の商工団体や地域金融機関等の協力が不可欠。
- 近年、旗振り役となり、地域の支援機関をまとめ、地域のネットワークを構築し、事業承継支援を実施する自治体が増加傾向。自治体においても事業承継施策の重要性が認知されつつある。
- 支援が行き届きにくい、小規模事業者等の事業承継を円滑に進めるためには、公共性・信頼感を持った自治体が旗振り役となり、地域の支援機関をまとめ、地域が一体となって支援ニーズを掘り起こすことが必要。
- そのため、自治体の主体的な事業承継施策への関与が、今後の事業承継施策において、極めて重要である。

とよはし事業承継ひろばのイメージ図



自治体として地域の事業承継課題を認識する機会があったか



(出典) 独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部「令和5年度 九州の市町村における事業承継に関するアンケート調査報告書」

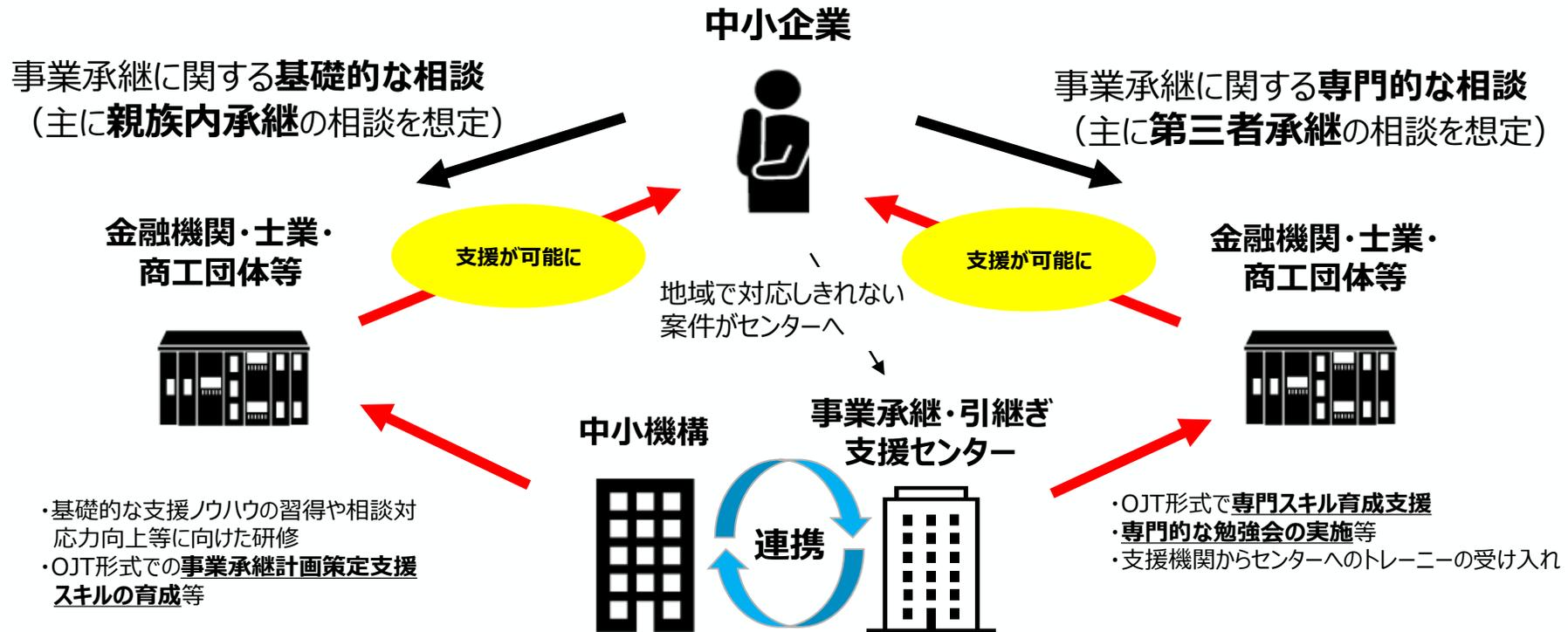
※調査期間：2023年11月7日（発送日）～11月30日

調査対象：九州 233 市町村

有効回答数：191 1（回答率 81.9%）

地域の支援機関の育成について

- 中小機構の円滑化支援事業において、地域の支援機関（金融機関、土業、商工団体）等に対して、センターとも連携しながら、主に基礎的な相談対応能力の向上や親族内承継支援（事業承継計画の策定等）スキルの獲得に向けた支援を実施。
- 各センターでは、地域の支援機関（金融機関、土業、商工団体）等からのニーズに応じて、主に第三者承継支援を中心とする専門スキル向上に向けた取組等を強化。具体的には、専門的な勉強会の実施やOJT形式での専門スキル育成、支援機関からセンターへのトレーニーの受入等の実施を想定。
- 以上を通じて、事業承継を支援するプレイヤーの裾野を広げ、早急の事業承継を進めていく。



【中小機構・センターによる支援機関育成】

※いずれも、支援機関が主に対象とする事業承継の形態や支援機関側のニーズを踏まえて実施。

令和6年度地域における自走可能な事業承継支援体制構築事業

事業承継支援の中長期的な未来を見据え、地域で自走可能な支援体制を構築するべく、選定自治体における支援体制の構築や、具体的な支援着手から支援深掘に関する取組を実施し、事業承継支援におけるノウハウの今後の横展開・自走可能な支援モデルの普及につなげる。

現状把握・課題認識

■キックオフ討論会

自治体担当者向けに、事業承継支援に係る先進自治体の事例の情報共有や、自治体事の現状の取組状況、課題等を壁打ちする討論会を実施。

■アンケート調査・ヒアリング調査

市内の事業者向けにアンケート調査とヒアリング調査を実施し、事業者が現状抱える事業承継に関する課題や求める支援策などを把握する。また、市内の金融機関や商工団体等の支援機関にヒアリング調査を実施し、支援策の確認や今後の連携構築の可能性について調査する。

選定自治体一覧

愛知県	岡崎市
	蒲郡市
岐阜県	関市
三重県	四日市市
	名張市
富山県	高岡市
石川県	小松市

■個別相談会の実施

選定自治体毎に、市内事業者向けに事業承継の個別相談会を1回以上実施する。事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、相談員は事業承継・引継ぎ支援センターより派遣する。

金融機関
商工団体等



自治体



★連携スキームの構築・事業方針支援の策定

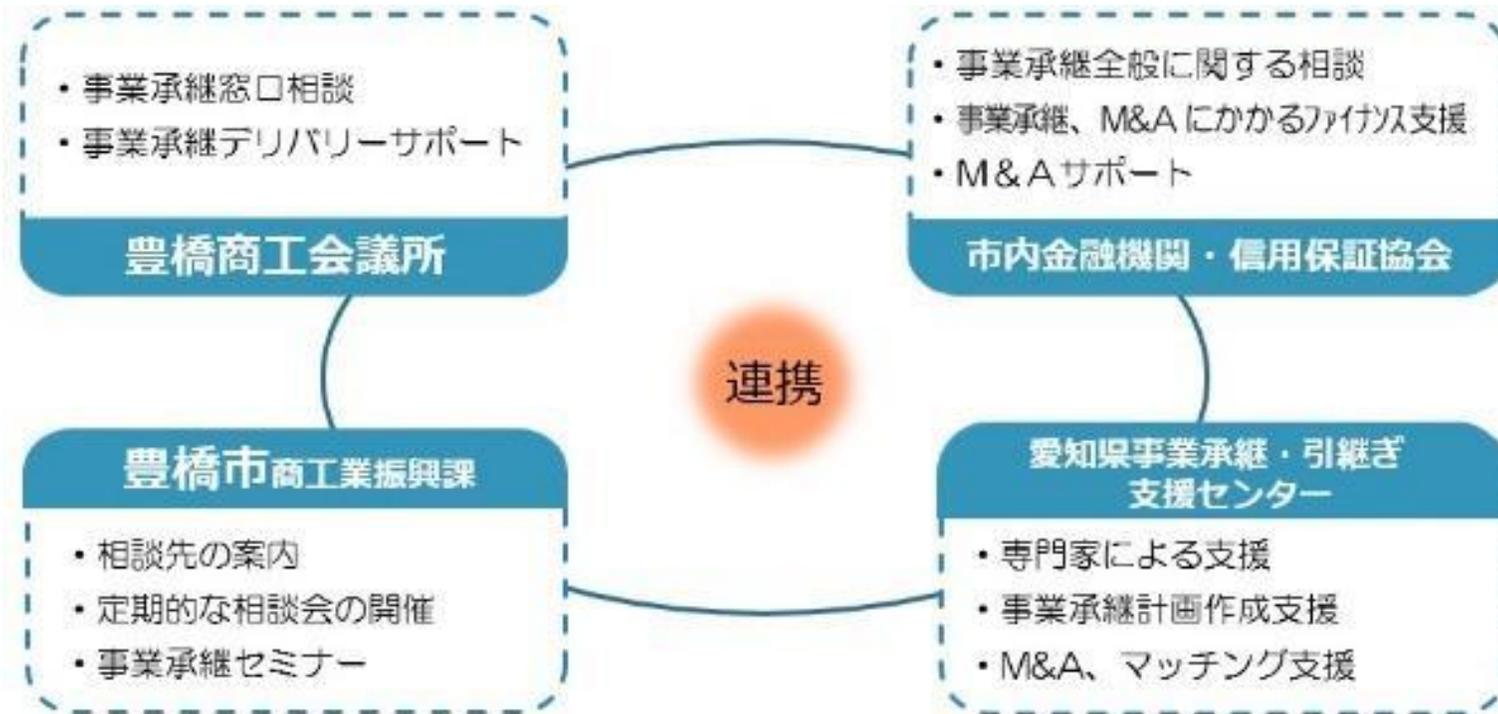
商工団体、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター等と連携スキームの構築について検討すると共に、事業全体の内容を踏まえて選定自治体における事業承継支援方針を策定する。

(参考) 自治体関与型の事業承継支援事例：愛知県豊橋市

愛知県豊橋市（人口：37.5万人）では、豊橋商工会議所、市内金融機関・信用保証協会、愛知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」を開設。市が事務局となり、市内の支援機関と連携してニーズの掘り起こしや各事業者に適した事業承継支援を実施。

また、豊橋市では、事業承継に関する個別相談会や啓発セミナーを実施。

とよはし事業承継ひろばのイメージ図



(出典) 豊橋市ウェブサイト
(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/48295.htm>)

<目次>

1. 地域支援の自走化に向けた取組

2. 中小M&Aガイドラインの改定

3. 後継者支援の強化

中小M&Aガイドラインの改訂（第3版）の概要

- 第3版改訂では、手数料も踏まえつつ、質の高い仲介者・FAが選ばれる環境を促すため、手数料・提供業務に関する事項を追記。
- 加えて、前回第2版改訂時と同様にM&A支援機関の支援の質を確保する観点から、仲介者・FAが実施する営業・広告に係る規律や仲介者において禁止される利益相反事項等の具体化を図っている。
- さらに、譲り渡し側・譲り受け側の当事者間におけるトラブルに関し、最終契約後にトラブルに発展するリスク、その対応策について解説するとともに、仲介者・FAに対して求める対応や最終契約の不履行を意図的に生じさせるような不適切な譲り受け側を市場から排除するための対応についても追記している。

① 仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項

- 【中小企業向け】手数料と業務内容・質等の確認の重要性⇒（納得できない場合）他の仲介者・FAへの依頼、手数料の交渉の検討
- 【仲介者・FA向け】手数料（仲介者の場合、相手方の手数料を含む。）の詳細、プロセスごとの提供業務の具体的説明、担当者の保有資格、経験年数・成約実績の説明。手数料の交渉を受けた際の誠実な対応の検討。

② 広告・営業の禁止事項の明記

- 【仲介者・FA向け】広告・営業先が希望しない場合の広告・営業の停止、M&Aの成立可能性や条件等について誤解を与える広告・営業等の禁止。

③ 利益相反に係る禁止事項の具体化

- 【仲介者向け】追加手数料を支払う者やリピーターへの優遇（当事者のニーズに反したマッチングの優先実施、譲渡額の誘導等）の禁止、情報の扱いに係る禁止事項の明確化⇒これらの禁止事項は仲介契約書に仲介者の義務として定める必要。

④ ネームクリア・テール条項に関する規律

- 【仲介者・FA向け】譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示（ネームクリア）前の、譲り渡し側の同意の取得、譲り受け側との秘密保持契約の締結の徹底。テール条項の対象の限定範囲の具体化・専任条項がない場合の扱いについての限定。

⑤ 最終契約後の当事者間のリスク事項について

- 【中小企業向け】最終契約・クロージング後に当事者間でのトラブルとなりうるリスク事項の解説⇒専門家の支援を受けつつ、自らでも確認することの重要性。
- 【仲介者・FA向け】リスクの認識時、最終契約締結前等に、当事者間でのリスク事項についての依頼者に対する具体的説明。

⑥ 譲り渡し側の経営者保証の扱いについて

- 【中小企業向け】土業等専門家、事業承継・引継ぎ支援センターへの相談*や経営者保証の提供先の金融機関等へのM&A成立前の相談*の検討。
- 【仲介者・FA向け】上記*の相談が選択肢となる旨の説明・相談する場合の対応、最終契約における経営者保証の扱いの調整。
- 【金融機関向け】M&Aの成立前又は成立後に経営者保証の解除又は移行について相談を受けた場合の「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応。

⑦ 不適切な事業者の排除について

- 【仲介者・FA、M&Aプラットフォーム向け】譲り受け側に対する調査の実施、調査の概要・結果の依頼者への報告。不適切な行為に係る情報を取得した際の慎重な対応の検討。業界内での情報共有の仕組みの構築の必要性、当該仕組みへの参加有無の説明。

中小M&Aガイドラインの改訂（第3版）のポイント

課題

ガイドライン改訂等による主な対応

① 仲介・FA手数料に関する課題



✓ **手数料・業務内容を透明化**し、業者間の競争を促す。

【現行】 契約締結前の手数料・業務の説明の実施を求める等
【改訂後】 さらに、**手数料の詳細算定基準・プロセスごとの詳細業務等の説明方法をさらに具体化**。

✓ また、登録制度において**業者ごとの手数料を開示**。

② 仲介者による過剰な営業



✓ **禁止される広告・営業行為を明確化**

(停止を依頼したにも関わらず継続する行為等)

※改訂により新設。

③ 仲介者の利益相反の懸念



✓ **利益相反に係る禁止事項の具体化**。

【現行】 不利益情報（両者から手数料を徴収している等）の開示の徹底等
【改訂後】 さらに、**禁止される利益相反行為を具体化**（リピーターや追加手数料を支払う者等への優遇の禁止等）、当該禁止行為を**仲介契約書に仲介者の義務として明記**することを求める。

④ 不適切な買手（経営者保証を解除しない者等）の課題



✓ 仲介・FAに対し、**M&A成立前の保証先の金融機関等への相談**について**売手に説明すること、買手についての信用調査の実施**を求める。

✓ **業界内での情報共有の仕組みが求められる旨も記載**

※改訂により新設。

<目次>

1. 地域支援の自走化に向けた取組
2. 中小M&Aガイドラインの改定
- 3. 後継者支援の強化**

「アトツギ甲子園」概要について

「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、39歳以下の中小企業の後継予定者を対象に、既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテスト。

令和2年度より開始し、今年度（令和6年度）で、5回目の開催。

書類審査の通過者による地方大会を6ブロック（北海道・東北、関東、近畿、中国・四国、九州・沖縄）で開催し、各地方大会を勝ち抜いた18名による決勝大会を開催。経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与。

ファイナリスト等はメディアへの露出の増加、取引先増、社内外における規事業への理解向上、事業の推進への好影響にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いにつながり事業承継につながるきっかけに。

概要

- エントリー資格は39歳以下の中小企業・小規模事業者の後継予定者
- 地方大会、決勝大会のピッチは4分間のプレゼンテーション
- 地方予選大会、決勝大会は各会の有識者が審査
- 地方大会予選では各ブロックから決勝大会に進む3名を選出

大会日程

～12/6

エントリー

12/中旬

書類審査

1/17～2/7

地方大会

・九州・沖縄ブロック（福岡）
・中国・四国ブロック（岡山）
・近畿ブロック（兵庫）
・中部ブロック（愛知）
・関東ブロック（東京）
・北海道・東北ブロック（宮城）



2/20

全国大会



各賞

経済産業大臣賞

ベストサポーター賞

※経済産業大臣賞受賞者をサポートした支援者への授与を予定

中小企業庁長官賞

優秀賞

民間賞

地域における後継者支援の必要性

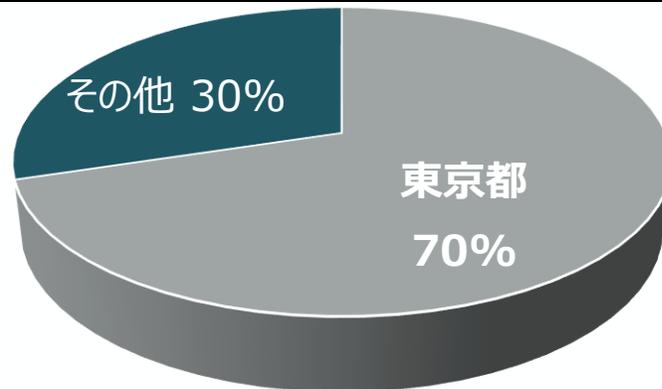
後継者は、挑戦意欲や成長志向が高い若手の次期経営者として、既存事業や会社のリソースを活かして新規事業や事業再構築に挑戦する傾向がある。中小企業の中長期的な成長のためには、次世代の経営者である後継者への支援が重要である。

また、IPO等の高い成長を目指す中小・スタートアップの企業は、概ね都市圏（東京等）に集中する傾向。加えて、地方においてスタートアップを目指すのは容易ではなく、スタートアップ支援の限界を感じている自治体も少なくない。イノベーションを起こす担い手は起業家だけでなく、家業持ちも含まれる。地域経済の新陳代謝の観点からも、地場に根ざした中小企業の後継者が行う新規事業・事業再構築に注目が集まっている。

現に「アツギ甲子園」ファイナリストは東京以外に所在している企業がほとんどであり、地域経済を支える中小企業の後継者に期待が寄せられている。

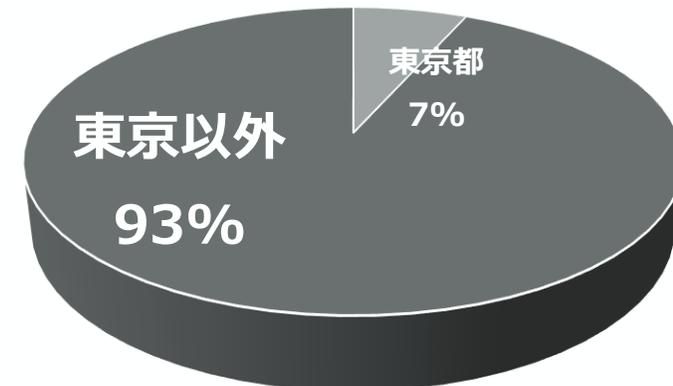
以上のことから、早期の事業承継の実現の観点、さらには地域経済の担い手の育成の観点からも後継者支援の取組を強化する必要がある。

J-Startup選定企業の所在地別構成比



【資料】経産省調べ（2023年5月時点）

第3回「アツギ甲子園」ファイナリストの会社所在地



【資料】経産省調べ（2023年3月時点）

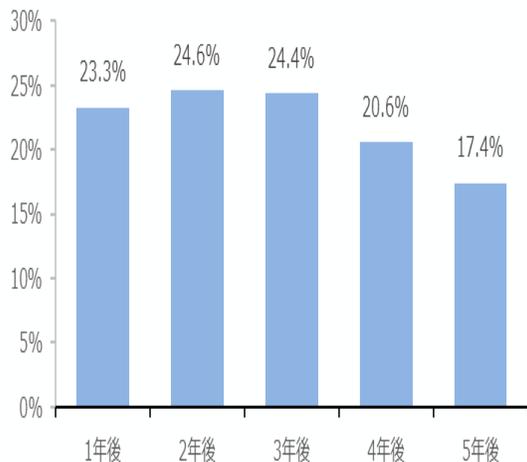
(参考) 中小企業の経営革新の必要性 (事業承継の必要性)

ポストコロナ・ウィズコロナの経済社会の変化やDX,GXといった社会的要請から事業再構築、経営革新が求められており、事業承継は経営革新の一つの契機ともされている。

経営者年齢が若い企業ほど新たな取組に果敢にチャレンジしやすい企業の風土があるとされ、早期の事業承継が中小企業の成長を後押しする。

事業承継後の企業の成長率は承継がない企業と比べて2割程度高く、39歳以下で事業承継実施した企業は当期純利益成長率が高く、従業員数の成長率も高い。

事業承継後の企業の成長率は
承継がない企業と比べて2割程度高い



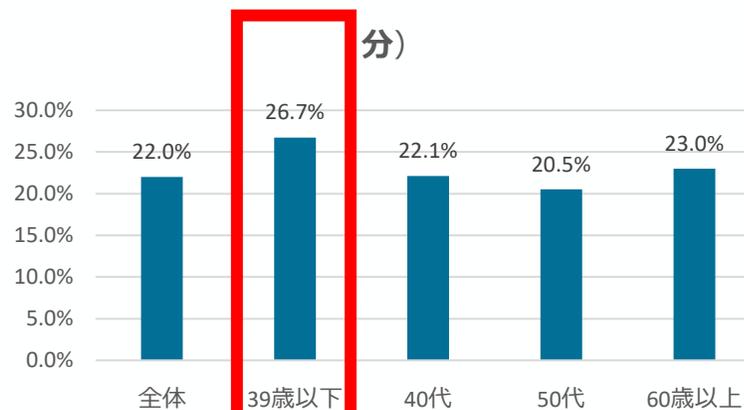
【資料】中小企業庁「中小企業白書」

(2021版、(株)東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工)

(注) 2010年～2015年に経営者交代を1回行っており、経営者交代からその後5年間の売上高、当期純利益、従業員数の数値が観測できる企業を分析対象としている。

事業承継時の年齢別
事業承継実施企業のパフォーマンス (事業承継後5年間の平均値)

当期純利益成長率 (同業種平均値との差)



【資料】中小企業庁「中小企業白書」(2021版、(株)東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工)

注) 1.2010年～2015年に経営者交代を1回行っており、経営者交代からその後5年間の売上高、当期純利益、従業員数の数値が観測できる企業を分析対象としている。2.成長率の数値は、マクロ経済の影響を取り除くため、経営者交代を行った企業の成長率の平均値と同分類産業の成長率の平均値との差分である。また、事業承継後5年間の平均値を算出している。3.売上高成長率、当期純利益成長率、従業員数成長率が95パーセンタイル以上または5パーセンタイル以下の観測値は外れ値として除外している。

従業員数成長率 (同業種平均値との差)

